

第2期千葉市貧困対策アクションプラン
原案から最終案にかけての主な変更点について

資料5

1. 社会福祉審議会地域福祉専門分科会後の第2期千葉市貧困対策アクションプランの主な変更点

NO	該当箇所		修正内容	
	ページ	修正前	修正後	修正の趣旨・理由
1	4	千葉市の総人口は、2020年の約98万3千人をピークに減少が予想されます。	千葉市の総人口は、2020年をピークに減少が予想されます。 ※2015年は国勢調査の実績（年齢不詳者を含む。年齢不詳者数は各年齢の構成比率に応じて配分） ※2020年以降は、2015年の国勢調査の結果をもとに2018年3月に作成した千葉市独自の将来推計人口	グラフに誤りがあったため修正し、グラフに合わせて文言も修正しました。 また、第2章1(1)と(3)の数字が異なる理由を明確にするために注釈を加えました。
2	44	生活困窮者支援では、早期発見・早期支援が重要になります <u>が</u> 、生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握するための見守り等の間接的な支援を公的支援のみで担うことは困難です。 また…その生活を維持するためには地域による <u>支えが必要です。このため、地域のネットワークづくりが必要になります。</u> 地域のネットワークとしては、 <u>2つの視点が必要です。1つ目は「生活に困りごとを抱えている方に地域で気付くためのネットワークづくり」といった視点です。2つ目は生活に困りごとを抱えた方が自立した生活を行うためには公的支援のみでは不十分で、住民主体の見守りや居場所づくり（就労体験を受け入れて頂ける就労先等）といった「地域で支える、支え合うためのネットワーク」といった視点です。</u>	生活困窮者への支援では、早期発見・早期支援が重要になります。 <u>そして、生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握する上では、日頃から地域においてお互いに気に掛け合う関係性が育まれていることが重要です。こうした関係性が育まれることで社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも繋がります。</u> また…その生活を維持することは簡単ではありません。しかし、 <u>地域による見守りや支え合いが相手方に安心感を与え、自立した生活を維持することを後押しすることに繋がります。</u> このように地域のネットワークとしては、「生活に困りごとを抱えている方に地域で気づき、 <u>気に掛け合うためのネットワーク</u> 」、「地域で支える、支え合うためのネットワーク」といった <u>地域共生社会を見据えた視点が必要です。</u> <u>そして、行政機関には、こうした取り組みが地域住民の創意や主体性を源として進むような環境を整える役割が求められます。</u>	地域共生社会の考え方や行政の役割を踏まえ、表現を修正しました。
3	45	生活困窮者支援で <u>必要な支援を公的支援のみで担うことは困難であり、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じて、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくことが必要です。</u> <u>本人が利用し得る社会資源がない場合は、生活自立・仕事相談センターが開催する支援調整会議の場等を活用し、開発していくことが考えられます。</u>	生活困窮者への支援では、 <u>本人・世帯のニーズに合わせた支援が必要です。地域共生社会の観点から</u> 地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、 <u>本人・世帯のニーズに基づき、支援に必要な社会資源やインフォーマルな支援が地域で創出され、これらと支援対象者と結びつき、継続的な支援に繋がるといった環境が育まれていくことが必要です。</u> <u>例えば、生活自立・仕事相談センターが開催する支援調整会議の場等を活用し、地域の関係団体等と連携し、本人・世帯のニーズに基づく社会資源やインフォーマルな支援が把握・開発されていく環境を整えていくこと等が考えられます。</u>	地域共生社会の考え方や行政の役割を踏まえ、表現を修正しました。

4	45	<p>生活困窮者への支援は、<u>相談機関の支援のみでは十分ではなく、地域による支え合い、見守り等の支援が必要です。こうした地域の総合的な支援体制やネットワークの強化を図るためには、生活に困りごとを抱えている方に対する住民の理解促進等が必要です。</u></p> <p>また、生活困窮の背景には、失業や介護、障害等、様々な要因が関わっています。千葉市には<u>それぞれの属性に応じた様々な相談機関があるため、それぞれの相談機関が連携し、住民の理解を促進していくことが必要です。</u></p>	<p>生活困窮者への支援では、地域による支え合い、見守り等の支援と行政機関の支援とが相互に連携することが必要です。地域でお互いを気に掛け合う関係性が育まれることで、地域住民の気付きと断らない相談支援や支援を届けるアウトリーチ等が相まって、それぞれの個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出に繋がることになります。</p> <p>こうした取り組みを進めるためには、地域住民や関係団体等のあらゆる方が生活に困りごとを抱えている方に対する理解や誰しも生活困窮状態に陥る可能性があるという意識を持つことが大切であり、そうした理解や意識が醸成されるような環境を整えていくことが必要です。</p>	<p>地域共生社会の考え方や行政の役割を踏まえ、表現を修正しました。</p>
5	73	<p>地域の身近な場所に就労体験等が実施できる場所が散在する状況を創ります。</p>	<p><u>年間10件ずつ企業開拓を行い</u>地域の身近な場所に就労体験等が実施できる場所が散在する状況を創ります。</p>	<p>具体的な目標数値を追記しました。</p>
6	75	<p>活発に行われてる状況にします。</p>	<p>活発に行われてる状況にします。<u>なお、生活自立・仕事相談センターの認知度としては50%を目指します。</u></p>	<p>生活自立・仕事相談センターの認知度の目標数値を追記しました。</p>

※各種データは、最新のものに修正しております。

※誤記など軽微な修正については、記載を省略しました。

2.パブリックコメント手続の実施結果について

(1)募集期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月18日（月）

(2)募集結果 提出者2人、意見数5件

(3)意見を反映した数 0件

(4)意見の概要と市の考え方（本案に直接の関係がない一部のご意見については記載を省略）

該当箇所	意見	市の考え方
第3章 貧困対策を推進するための施策 (P58、P62、P66)	断らない相談支援を行い、アウトリーチにも対応できるように、相談員の確保と研修の充実に力を入れて欲しい。	断らない相談支援やアウトリーチによる支援を行うためには、相談体制の充実等が必要であると考えております。 このため本プランでは、令和5年度末までに生活自立・仕事相談センター及びアウトリーチ支援員を全区に設置することとし、相談体制の充実を図ってまいります。 また、事例検討等を通して、それぞれの相談窓口の業務内容や支援方法を学ぶ勉強会等を行うことで、相談者の属性や課題に関わらず、幅広く相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐといった対応ができる体制の構築を行い、断らない相談支援の実現を目指します。
第3章 貧困対策を推進するための施策 (P72～P74)	生活自立・仕事相談センターの周知を図り、地域での連携を進めるためインフォーマルな支援をしている民間の支援団体や社会福祉協議会と協力して欲しい。	地域共生社会の観点から、地域住民相互の支え合いにより、生活困窮者の早期発見や見守り等が行われるようなインフォーマルな支援を行うには、NPO法人や社会福祉協議会と連携し社会資源の把握・開発を行うことが重要であると考えております。 このため、本プランでは、NPO法人等と連携する取り組みや社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の活動を通して様々な関係機関間の連携を促進し、新たな社会資源の開発に取り組んでいきます。
第3章 貧困対策を推進するための施策 (P57、P59～61)	新型コロナウイルス感染症の影響により失業したり、収入減の方が増えているので、ポスターやチラシを駅やスーパー、コンビニなど身近に利用する場所等で周知を図ることが必要である。	失業者や収入が減少している方が増加している中で、こうした方に対し相談できる場をより一層周知していくことは重要だと考えております。 このため、本プランでは、市政だよりや商業施設でのポスター掲示等による広報を行うとともに、市営住宅の使用料等の滞納者や国民年金等の減免申請者等に対し「生活自立・仕事相談センター」のカードチラシを配布する等、相談窓口の情報提供を行うこととしております。
第3章 貧困対策を推進するための施策 (P66～69)	複数の困難を抱える方も多いため、公的機関の有機的な連携体制を構築し、支援して欲しい。	生活困窮者が抱える課題は、経済的な問題の他に仕事の問題、家計管理の問題、傷病、メンタルヘルスに関する問題等、複雑多様な状況にある方もおり、1つの相談窓口では十分な支援が出来ないこともあると考えております。 このため、本プランでは、相談機関の連携強化や各種事業の充実を推進するため、「生活自立・仕事相談センター」や「あんしんケアセンター」「子どもナビゲーター」等の相談機関間の連携強化や関係者同士による事例検討等の勉強会による顔の見える関係づくり等を行い、相互に連携し支援を行う体制を目指すこととしました。

本案に直接の関係がない意見については、記載を省略。